

不適合管理委員会報告情報  
平成18年4月27日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合)</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

平成18年4月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	炉心スプレイポンプ(A系)の潤滑油リサイクル弁(110A・115A)において、操作ハンドルの押えナットに外れが認められたため、当該ナットを取付け	
2	1号機	廃棄物処理建屋操作室設置の集中環境施設側機器ドレン廃液受タンク水位指示計において、指示不良(指針固着)が認められたため、当該指示計を点検・校正	
3	1号機	燃料交換機取扱装置において、使用済燃料プールラック(17、18C)の水平位置目標設定値にズレが認められたため、当該装置を点検・再調整	
4	1号機	燃料交換機取扱装置の計算機において、使用済燃料プール輸送容器への燃料装填プログラムデータに消失が認められたため、当該装置を点検及びデータを再入力	
5	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置(ACH-7)の点検時、熱交換器の溶栓部より冷媒の漏えいが認められたため、当該部を修理	
6	3号機	残留熱除去ポンプ(B)軸振動検出器(Y方向)点検時、検出部先端部のコーティングに剥離が認められたため、当該検出器を点検・修理	
7	3号機	循環水ポンプ(C)モータ上部軸受温度検出器の点検時、ケーブル貫通部に潤滑油のにじみが認められたため、当該部を修理	
8	4号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(A)伝熱管の渦流探傷検査時、伝熱管(1本)に許容値を超える減肉が認められたため、当該伝熱管を交換	
9	4号機	所内ボイラ(A)着火装置用軽油電磁弁(SV-75-320-309A)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	5号機	硫酸第一鉄注入ポンプの吐出逆止弁(V-54-400)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
11	5号機	タービン建屋の試料採取盤(PNL25-90A)において、前面ガラス扉の開閉不良が認められたため、当該扉を点検・修理	
12	5号機	復水脱塩装置の苛性ソーダ貯槽オーバーフロー弁(A-28)フランジ部及び下部配管に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
13	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置制御盤(PNL25-109G)において、盤内の蛍光灯交換後にヒューズ切れが認められたため、当該照明回路を点検	
14	6号機	搬出物品確認時、搬出物品管理申請書・確認書(A)の取扱区分に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	
15	6号機	原子炉圧力容器漏えい検査時、原子炉再循環系ジェットポンプ(No. 19)流量検出1次元弁(B22-FF001-079)のフランジ部より水のリークが認められたため、フランジ部を点検・修理後、再検査	
16	6号機	主タービン(No. 3・4)軸受振動記録計において、チャート紙の送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
17	その他	使用済燃料共用プール設備燃料取扱制御室の空調機(B)点検時、電磁弁及び四方切替弁の動作不良による銅管及び熱交換器表面の凍結が認められたため、当該部を修理	
18	その他	使用済燃料共用プール設備燃料取扱制御室の空調機室外機(A)点検時、内部銅管溶栓部より微量の冷媒リークが認められたため、当該部を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで